

# 第1章 プランの策定方針

## 1 プラン策定の趣旨

### (1) 外国人県民の増加と定住化の進展

情報技術や交通手段の発達などにより、国境を超えた経済活動が活発化し、グローバルな人の移動が盛んになっています。今日、世界の人口の約3%が移民(外国で生まれた人)<sup>1</sup>であると推定されています。

日本では、1980年代に、日本企業の海外での経済的影響力の増大や円高などの要因を背景に、近隣アジア諸国から出稼ぎ労働者が急速に増加しました。1980年代末になると、好景気で深刻な人手不足となり、外国人労働力全般に対する需要が高まりました。「外国人労働者問題」が社会の関心を集め、外国人の雇用拡大を受けて、1989(平成元)年に「出入国管理及び難民認定法」が改正<sup>2</sup>されました。日系人の日本での就労が容易になったことから、モノづくりの盛んな愛知県では、南米出身者を中心に間接雇用の形態による受入れが進みました。一方、戦前からの歴史的経緯を背景に韓国・朝鮮籍などの特別永住者<sup>3</sup>も数多く生活しています。現在、本県の外国人人口(外国人登録者数)は208,514人で、東京都、大阪府に次いで第3位、都道府県人口に占める割合では、東京都に次いで第2位です。

少子化に伴う若年労働者の減少や社会経済のグローバル化の進展により、就労を目的とした南米地域からの日系人、アジア出身者を中心とした研修・技能実習生など、外国人の増加傾向は今後も続くと予想されます。また、経済連携協定(EPA)<sup>4</sup>の推進により、製造業の分野だけではなく、医療、福祉の分野にもアジア出身者を中心とした外国人の増加が予想されています。

一方、在住外国人の中には、滞在が長期化し家族を呼び寄せるなど定住化が進み、永住資格や日本国籍を取得する人も増加しています。更には、日本で生まれ育ち仕事に就く外国人も増えています。

### (2) プラン策定の経緯

愛知県では、2003(平成15)年3月に策定した「愛知県国際化推進プラン」<sup>5</sup>において、「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を目標の一つに掲げ、外国人を「ゲスト」としてではなく、ともに暮らし地域をつくっていく「生活者」と位置づけ、様々な施策を展開してきました。

しかし、外国人県民の増加と定住化の進展とともに、彼らを取り巻く環境は複雑かつ多様化し、従来にも増した取組や対応が求められるとともに、今後、外国人労働者の更なる受入れ拡大が見込まれ、多文化共生の推進はより重要な課題となります。

国籍や民族などのちがいにかかわらず、ともに安心して暮らせる社会をめざす多文化共生の推進は、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある社会を実現しようとするもので、地域の活性化や住民の異文化理解力の向上などに貢献するだけでなく、外国人県民を含むすべての県民の人権尊重の趣旨にも合致するものです。

こうした中、本県では、2006(平成18)年度に外部有識者による「愛知県多文化共生社会づくり推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置し、施策の方向性などについて検討を行い、2007年3月に報告書をいただきました。報告書では、多文化共生推進の具体策、多文化共生に関する計画に基づいた体系的な施策展開の必要性が提言されました。

一方、国においても、外国人を巡る様々な議論が展開され、法制度の見直しなども含めた検討が活発に進められています。

こうしたことから、推進会議からの提言や国の動向なども踏まえ、施策を計画的かつ総合的に展開するため、多文化共生社会の形成の推進を目的とした「あいち多文化共生推進プラン」を策定しました。

## 2 プランの位置づけ

---

本プランは、これからの愛知の地域づくりの羅針盤として策定した「新しい政策の指針」<sup>6</sup>(2006年3月策定)に示されている地域づくりの基本方向を踏まえ、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方や役割を明確にし、本県と(財)愛知県国際交流協会が実施する推進施策を具体的かつ体系的に掲げる中期行動計画です。また、「愛知県国際化推進プラン」の計画期間満了に伴い、2008年3月に策定された「あいちグローバルプラン」<sup>7</sup>と一体となって、本県の国際化の推進に資するものです。

更に、多文化共生社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。国、県、市町村、県民、NGO・NPO、企業など様々な活動主体の役割を示すことにより、こうしたすべての主体が多文化共生への取組を実施する際の参考となるプランとしました。

## 3 プランの策定方法

---

プランの策定にあたっては、学識経験者を始め、地域の多文化共生推進に関わる様々な活動主体の関係者で構成する「愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議」(参考資料100頁参照)を設置し、地域や現場から様々な意見を求めました。

また、県民から意見を聴くためのパブリックコメントや県民意識調査(参考資料79頁参照)の実施など、幅広い方々の意見や要望を反映した内容としました。

## 4 計画期間

---

2008(平成20)年度から2012(平成24)年度までの5年間とします。

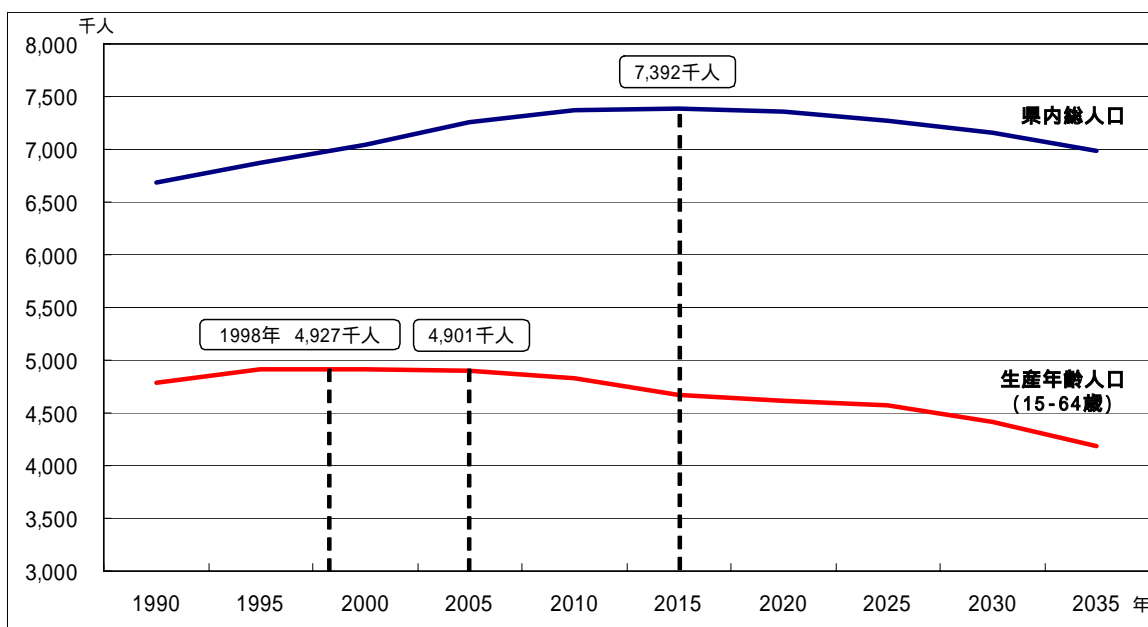
## 5 プラン策定の背景

### (1) 愛知県の人口見通し

2007年5月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の都道府県別将来推計人口」(5年毎の推計)によれば、愛知県の総人口は、2015(平成27)年までは増加傾向にありますが、2015年から2020(平成32)年にかけて減少に転じ、以降、減少傾向になると予測されています。

同様に生産年齢人口(15～64歳)を見てみますと、既に1998(平成10)年の492万7千人をピークにほぼ横ばいで推移していましたが、同研究所の予測によれば、2005(平成17)年以降、減少傾向が明らかになっています。生産年齢人口の減少は社会の担い手が減少していくことでもあるため、今後、外国人の人口比率は大きくなるものと思われます。

愛知県の人口の推移と将来推計



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(2007年5月推計)  
愛知県県民生活部統計課「愛知県統計年鑑」

## (2) 愛知県の外国人登録者の状況

愛知県における外国人登録者数は年々増加の一途をたどり、2006年末現在、208,514人で、総人口に占める割合は2.85%です。県民の約35人に1人が外国籍の住民という計算になります。

県総人口の伸び率が10年前と比較すると6.0%であるのに対し、外国人登録者数は79.6%となっています。

都道府県別に見ると、外国人登録者数では、東京都、大阪府に次いで第3位、都道府県人口に占める割合では東京都に続いて第2位です。

なお、2006年末現在、全国における外国人登録者数は、2,084,919人、総人口に占める割合は1.63%となっています。

外国人登録者数上位5都府県の状況

都府県名	外国人登録者数	人口に占める割合
東京都	1 364,712人	2.88%
大阪府	2 212,528人	2.41%
愛知県	3 208,514人	2.85%
神奈川県	4 156,992人	1.78%
埼玉県	5 108,739人	1.54%

(資料) 法務省「平成19年版 在留外国人統計」

### 国籍(出身地)別の状況

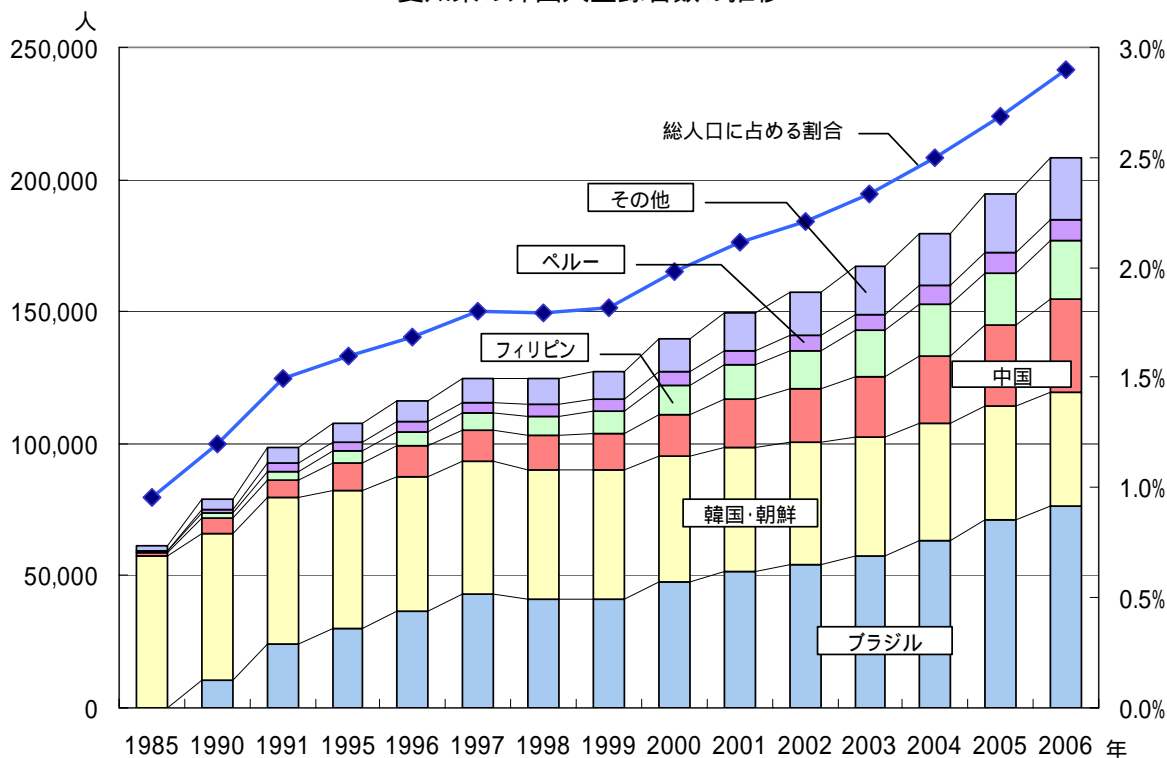
愛知県における外国人登録者数の中で最も多数を占めている国籍(出身地)は、2000(平成12)年までは韓国・朝鮮でしたが、2001(平成13)年以降、ブラジルの人数が韓国・朝鮮を上回り、現在はブラジルが全体の約3分の1(36.6%)を占めています。

1990(平成2)年の「出入国管理及び難民認定法」の改正施行を契機に、出稼ぎ目的で来日する日系人、特にブラジル人が急増し、製造業の盛んな愛知県では、間接雇用の形態による受け入れが進みました。その結果現在では、ブラジル人の外国人登録者数が全国一であるのを始め、南米地域からの就労を目的とした日系人が多数居住しています。また、1993(平成5)年に創設された外国人研修・技能実習制度<sup>8</sup>を利用した、中国・東南アジアからの研修生なども近年著しい増加傾向にあります。

2006年末現在、国籍(出身地)数は、153ヶ国(無国籍を除く)となっており、ブラジル(76,297人、36.6%)、韓国・朝鮮(42,922人、20.6%)、中国(35,522人、17.0%)、フィリピン(21,844人、10.5%)、ペルー(7,957人、3.8%)、ベトナム(3,273人、1.6%)と続いています。

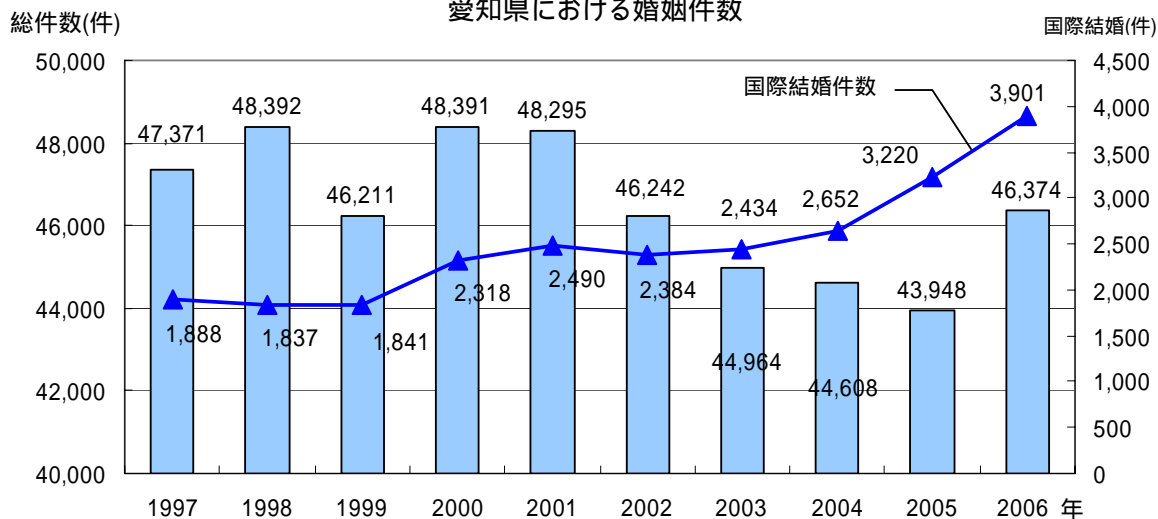
また、国際結婚も増加の傾向にあります。2006年の国際結婚比率は8.4%(約12組に1組)で、全国平均の6.1%を上回り、全国5位となっています。その約8割が日本国籍の男性と外国籍の女性(フィリピン、中国、韓国・朝鮮籍が88%)の組合せです。

愛知県の外国人登録者数の推移



(資料) 法務省「在留外国人統計」

愛知県における婚姻件数

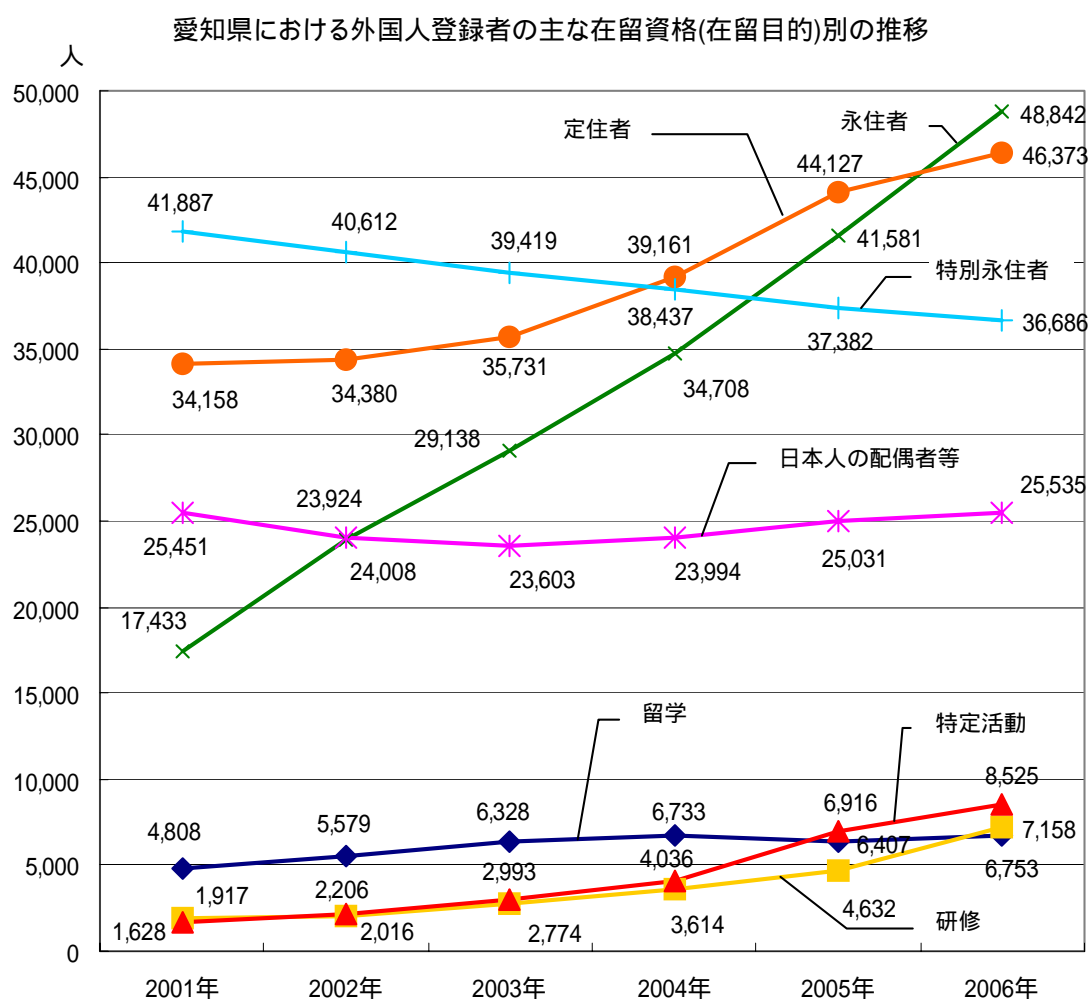


年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
国際結婚の割合	4.0%	3.8%	4.0%	4.8%	5.2%	5.2%	5.4%	5.9%	7.3%	8.4%

(資料) 厚生労働省「人口動態調査」

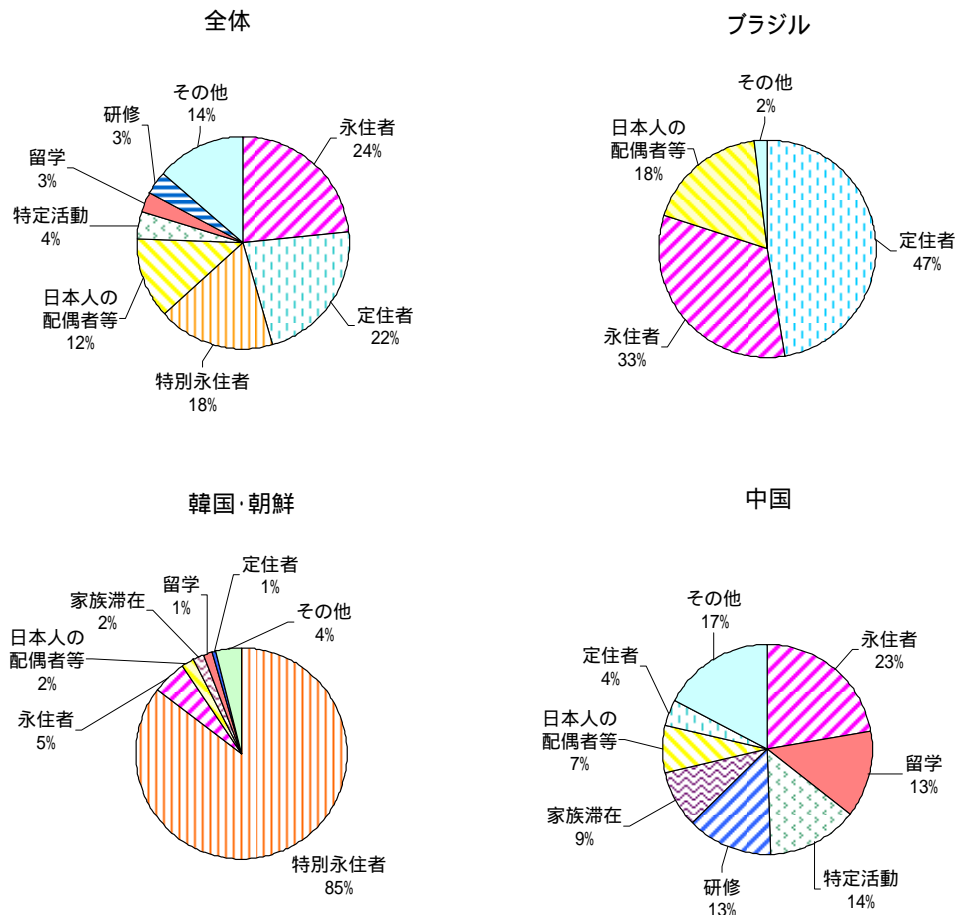
## 在留資格(在留目的)別の状況

在留資格(参考資料98頁参照)(在留目的)別では、人数の多い順に、「永住者」(48,842人 23.4%)、「定住者」(46,373人 22.2%)、「特別永住者」(36,686人 17.6%)、「日本人の配偶者等」(25,535人 12.2%)、「特定活動」(8,525人 4.1%)、「研修」(7,158人 3.4%)となっています。10年前との比較では、「永住者」は約17倍、「定住者」は約2倍となり、永住者・定住者が増加傾向にあるとともに、「研修」、「特定活動」もそれぞれ、6倍、24倍となっており、研修生・技能実習生も著しい増加傾向にあるといえます。



(資料) 法務省「在留外国人統計」

愛知県における外国人登録者の国籍(出身地)別/在留資格(在留目的)別の状況



(資料) 法務省「平成19年版 在留外国人統計」

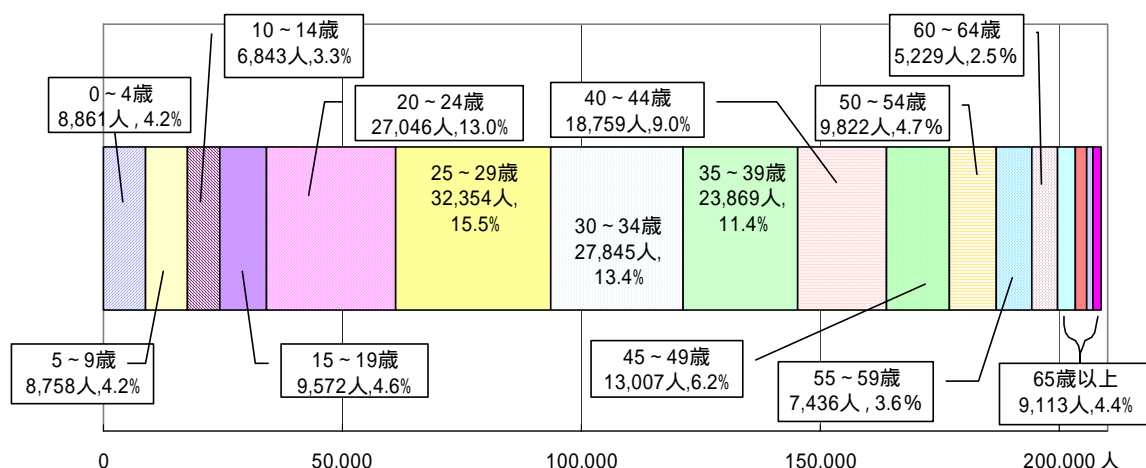
年齢別の状況

年齢別にみると、県全体では、15～64歳の生産年齢人口(174,939人 83.9%)が圧倒的に多数を占めています。外国人登録者数の上位3カ国(ブラジル、韓国・朝鮮、中国)とも、7割以上がこの年代です。次いで、0～14歳の年少人口(24,462人 11.7%)、65歳以上の老年人口(9,113人 4.4%)となっています。

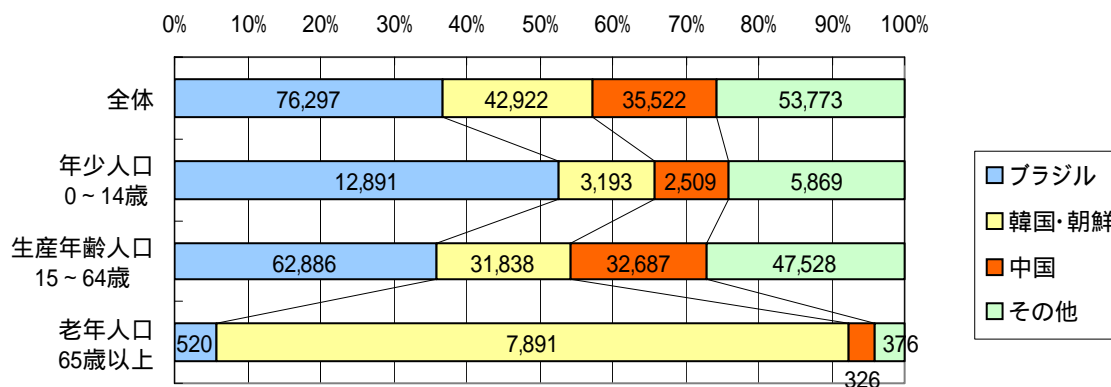
年少人口では、ブラジル国籍が約12,891人で年少人口の約半数(52.7%)を、一方、老年人口では、韓国・朝鮮籍が7,891人で老年人口の約9割近く(86.6%)を占めています。



愛知県の年代別外国人登録者数



<愛知県の年代別/国籍(出身地)別外国人登録者数>



(資料) 法務省「平成 19 年版 在留外国人統計」

## 市町村の状況

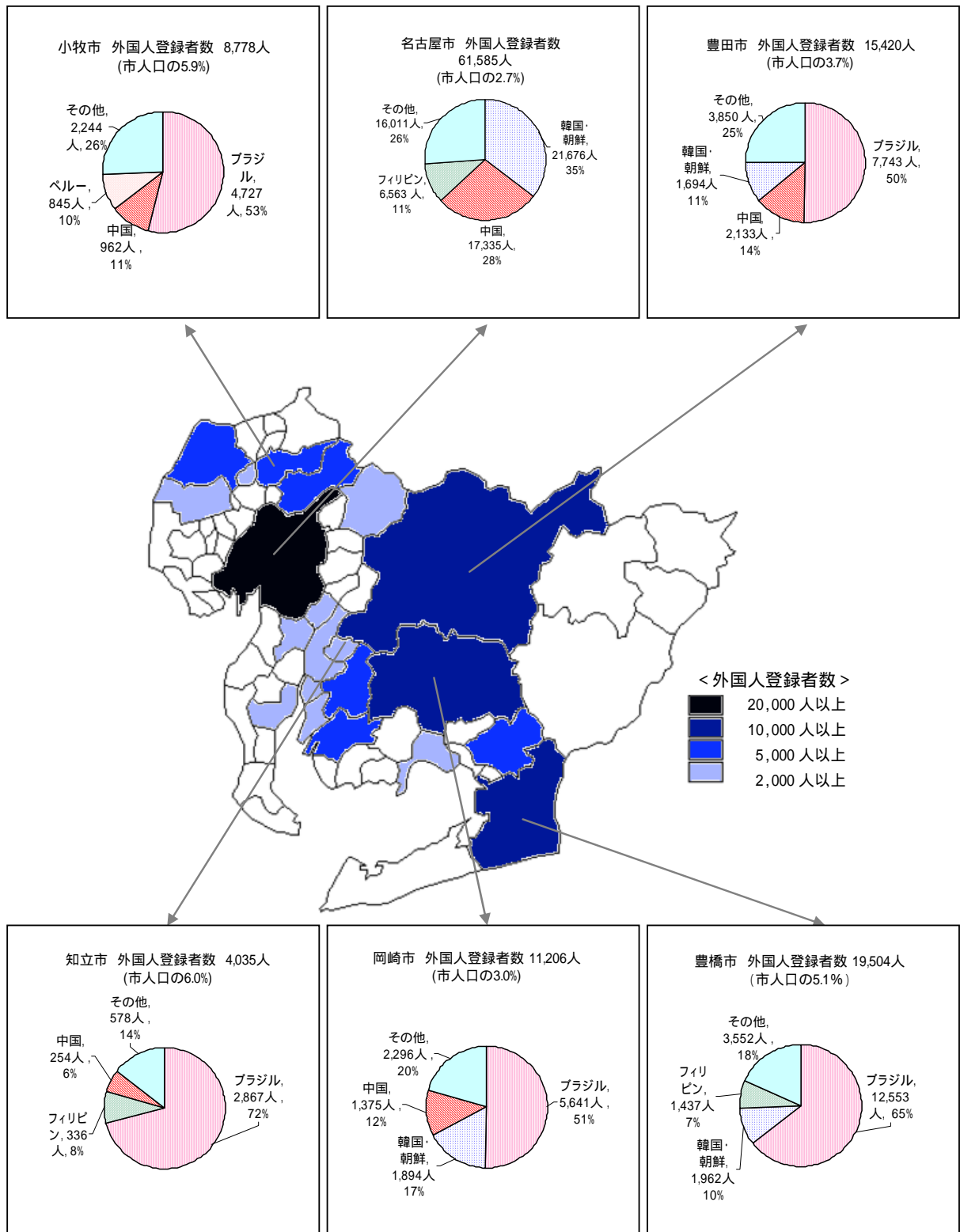
外国人登録者数、外国籍人口の比率や国籍別の傾向などは、市町村によってちがいが見られます。

外国人登録者数は、名古屋市(61,585人)が全体の29.5%を占め最も多く、豊橋市(登録者数19,504人 全体比9.4%)、豊田市(15,420人 7.4%)、岡崎市(11,206人 5.4%)、小牧市(8,778人 4.2%)と続いています。これらの5都市で県全体の約6割(55.9%)を占めています。

市町村人口に占める外国籍の比率は、知立市が6.0%で最も高く、小牧市(5.9%)、岩倉市(5.6%)、小坂井町(5.4%)、高浜市(5.4%)と続いています。群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の外国人が多数居住する市町村によって組織される「外国人集住都市会議」<sup>9)</sup>には、2007年現在、愛知県では、豊橋市、豊田市、岡崎市、小牧市、西尾市、知立市(オブザーバー)が参加しています。



主な市の国籍(出身地)別外国人登録者数



(資料) 法務省「平成19年版 在留外国人統計」

### (3) 愛知県のこれまでの取組

本県では、1990年代以降の外国人県民の増加に対して、多言語による相談事業や行政情報の提供、日本語学習支援などの事業に(財)愛知県国際交流協会が中心となって取り組んできました。

2003年3月に策定した「愛知県国際化推進プラン」(計画期間:2003~2007年度)では、「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を目標の一つに位置づけ、外国人県民を「生活者」として、ともに地域社会をつくっていく一員であるという視点から、様々な施策を推進してきました。

また、2004(平成16)年3月に策定された「国際交流大都市圏構想」<sup>10</sup>に基づき、ブラジル国籍など外国人児童生徒の教育環境の抜本的な整備や隣接県との広域連携体制の整備に取り組んできました。

以下「愛知県国際化推進プラン」策定から現在に至るまでに展開した施策を中心に、愛知県や(財)愛知県国際交流協会の取組を整理します。

#### 外国人県民の人権の尊重と啓発活動の推進

2001年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、県政の各分野において、外国人県民の人権尊重の視点にたった施策を進めています。

学校では、国際理解教育を通じて人権教育を実施しているほか、(財)愛知県国際交流協会では、2004年度は県の委託事業として、2005年度からは自主事業として「多文化共生理解講座」を延8回実施し、多文化共生社会づくりについての理解を促進しています。

#### 多文化共生推進のための組織づくり

2006年4月、多文化共生の推進を所管する専門の部署である「多文化共生推進室」を地域振興部国際課内に設置しました。

2007年4月、外国人県民への各種支援事業や日本人県民への啓発活動の拠点として、(財)愛知県国際交流協会に「愛知県多文化共生センター」を設置しました。2人の多文化ソーシャルワーカー<sup>11</sup>による専門性の高い外国人支援業務やソーシャルワーカー養成講座の実施、多文化共生に関する普及・啓発活動を実施しています。

庁内横断的な組織である「愛知県国際交流連絡会議(現在は「愛知県国際化推進連絡会議」に改組)」に、2004年度、多文化共生部会を設置しました。この部会を活用して、多文化共生に係る諸課題について検討・調整を行っています。

また、2006年4月、庁内18課室(2007年度には県警察本部警務課が加入)からなる「多文化共生社会づくり推進特別チーム」を組織しました。これらを活用して、施策の提案・実施に向けた取組を行っています。

そのほか、2006年度から、多文化共生に関する情報の共有や連携の構築を目的に、県内市町村や国際交流協会を対象に「多文化共生関係市町村連携会議」を年2回開催しています。

愛知県の提案により、2004年3月、日系ブラジル人が多数居住する県(愛知県・群馬県・岐阜県・静岡県・三重県(2007年度に長野県が加入))と名古屋市が協力して「多文化共生推進協議会」を設置しました(愛知県が事務局)。情報の共有を図りながら広域的な施策展開をして課題解決に取り組むとともに、国への要望活動を行っています。

### 多言語による情報提供・相談体制の充実

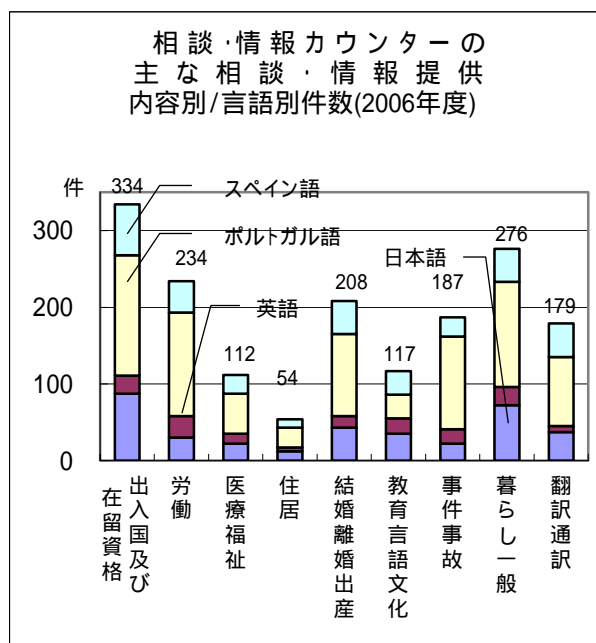
様々な出版物・ウェブサイトなどを活用して、多言語による情報提供を行っています。2006年度に、情報提供に関する外国人県民のニーズ調査を行い、必要性が高い情報を翻訳してウェブサイトに掲載しました。

2004～2005年度にわたり、母国語で交通安全に関する情報を発信できるセーフティサポーター(交通安全支援者)を80人養成しました。そのほか、交通安全ビデオや交通ルールなどを紹介した冊子を、5ヶ国語で作成しました。

(財)愛知県国際交流協会では、1991(平成3)年11月に「日系人相談コーナー」を開設(現在は「愛知県多文化共生センター『相談・情報カウンター』」に改称)し、多言語での相談の実施、外国人県民向けの情報提供を行っているほか、弁護士による無料法律相談も実施しています。

外国人県民の定住化の進展に伴い、幅広い問題に対応できる専門的な支援体制が求められていることから、2006年度、全

国に先駆けて、多文化ソーシャルワーカーの養成に取り組みました。養成講座の開催にあたっては、有識者などによる「多文化ソーシャルワーカー養成検討委員会」を設置し、カリキュラムを作成しました。これまでに36人が修了し、このうち2人を愛知県多文化共生センターに配置しました。多文化共生センターを拠点に、市町村などとも連携・協力しながら、外国人県民の支援にあたっています。



## 日常生活に関わる諸制度の改善

### (教育環境の整備)

公立小中学校では、1992(平成4)年度から日本語教育適応学級担当教員の加配やポルトガル語の語学相談員の派遣を行い、日本語の指導などを行ってきました。なお、日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応して、順次配置基準と配置数の増を実施してきましたが、2007年度には、更に配置基準を改善<sup>12</sup>するとともに、スペイン語の語学相談員の派遣を開始しました。

また、高等学校では、2002(平成14)年度から外国人生徒教育支援員を配置し学習活動の支援を行う一方、中国帰国生徒や外国人生徒に配慮した入学者選抜を5校で実施しています。

経営基盤が弱い外国人学校の学校法人化を促すため、従来の基準を緩和した「外国人児童・生徒等を対象とする愛知県私立各種学校設置認可審査基準」<sup>13</sup>などを制定し、2006年4月に施行しました。2007年1月に各種学校として認可されたブラジル人学校に対し、2007年度に私立学校経常費補助金を交付しました。

就学前の児童に対し、公立学校適応指導や初期の日本語指導などを行う「公立学校早期適応プログラム」を、2006年度から県内2地域で実施しました。また、日本語学習



2007年度 アフタースクール事業

や教科学習支援を行う「アフタースクール事業」を、2005年度からNPO など延12団体に委託して実施しています。そのほか、2006年度に、外国人児童生徒向けの日本語教材を(財)愛知県国際交流協会内の「日本語教育リソースルーム」に集め、教材の展示会と教材活用に関する勉強会を県内5地域で、延5回実施しました。

### (労働環境の向上と不法就労などの防止)

1990年度から、日本での就業に必要な基礎知識を紹介した外国人労働者向けのパンフレットを作成しています。また、不法就労が適正な労働環境を妨げる原因の一つとなっていることから、不法滞在者などの取締りと合わせ、不法就労防止の広報、啓発活動を推進しています。

## (保険・医療体制などの充実)

2003年度から、国民健康保険制度に関する多言語のリーフレットを作成しています。また2004年度に、「救急医療情報システム」の運用を開始し、インターネットやFAXで、外国語対応可能な医療機関についての情報提供を行っています。

そのほか、外国人救急患者医療費未収金に対する補助の実施や、2006年度には、救急時の対応について分かりやすく体験できるプログラムを作成し、応急手当講習会を実施しました。

## (居住環境の整ったまちづくりの推進)

外国人県民が多数居住する県営住宅では、外国語を併記した募集案内パンフレットの配布やポルトガル語による入居説明会を実施し、外国人県民の利便性を図っています。

また、2005年度に「外国人共生支援住宅団地モデル事業」をNPO法人など3団体に委託実施し、日本人県民と外国人県民が共生できる住環境をつくるための具体的な実践を図りました。今後は、この事業の成果を広く普及していきます。

更に、2007年度には、共同住宅のルールや生活習慣などについて説明した多言語のDVDや子ども向けの絵本をNPOに委託して作成する「外国人県営住宅共生支援事業」を実施しました。今後、共生問題で悩みを抱える自治体や自治会などにおいての活用を図っていきます。

## 地域コミュニティなどへの参画促進

## (県政への参画)

外国人県民から直接意見を聴き、県の施策に反映させるため、2002年度から「外国籍県民あいち会議」(現在は「外国人県民あいち会議」に改称)を開催しています。教育、労働、医療など毎回テーマを定め、これまでに12回開催しました。また、会議の意義や活動内容について周知するため、2006年度から多言語でニュースレターを作成しています。



2006年度第2回 外国人県民あいち会議

(地域コミュニティへの参画)

日本人県民と外国人県民との相互理解や交流を促進するため、2005年度は「外国籍児童生徒交流プロジェクト事業」を、2006年度は「外国籍県民交流推進事業」を、NPO など7団体に委託実施しました。2007年度は、外国人県民がコミュニティの一員として活躍できる仕組みづくりを促す「社会参画活動育成事業」を NPO など5団体に委託実施しました。

日本語教育に関しては、(財)愛知県国際交流協会が1999(平成11)年度から「プラザにほん語教室」を開催し日本語の学習支援を行っているほか、日本語ボランティアの養成や日本語教室の開設・運営支援を目的とした講座を開催しています。また、日本語ボランティアの活動拠点として、日本語教材の閲覧や日本語教育に関する情報提供などを行う「日本語教育リソースルーム」を2000年度に設置しました。2007年3月現在、1,500冊以上の日本語テキストや外国人児童生徒向け教材などが備えられ、閲覧することができます。

近隣県などとの広域連携による取組

2004年11月、愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市で構成される「東海三県一市知事市長会議」で「多文化共生社会づくり推進共同宣言」(参考資料97頁参照)を策定し、多文化共生社会の形成をめざして、連携・協働して施策を進めることを宣言しました。

多文化共生推進協議会では、2005年5月、多言語で作成された文書を市町村など

の協力を得て収集し、インターネット上で検索やダウンロードができるウェブページと、多言語相談窓口をインターネット上で検索できる多言語のウェブページを作成しました。

そのほか、2005年度以降、毎年、国への要望活動を行っています。



(アドレス <http://www2.aia.pref.aichi.jp/kokusaika/counter/top.php>)



#### (4) 国の取組の現状

国においても、外国人を巡る諸問題について、様々な場で、様々な角度から議論がなされています。以下に主な取組をまとめます。

##### 省庁横断的な取組

###### 経済財政諮問会議(内閣府)

---

2006年4月に開かれた経済財政諮問会議における総務大臣の発言を受け、生活者としての外国人に関する議論が展開され始め、在住外国人の生活環境の整備について、外国人労働者問題関係省庁連絡会議で省庁横断的な検討が始まりました。そして、同年5月に策定された「グローバル戦略」には「地域における多文化共生社会の構築」が政策課題として位置づけられました。

###### 外国人労働者問題関係省庁連絡会議(内閣官房)(1988年5月設置)

---

関係省庁の局長などで構成される会議で、外国人労働者を中心とした外国人を巡る諸問題について検討しています。2006年12月に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を発表しました。この対応策には、「わが国としても、日本で働き、また、生活する外国人について、その処遇、生活環境などについて一定の責任を負うべきものであり、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを楽しむ生活できるよう環境を整備しなければならない。」とあります。国がこうした認識を示したのは、初めてです。

###### 犯罪対策閣僚会議・外国人の在留管理に関するワーキングチーム(内閣官房) (2005年7月設置)

---

外国人の在留情報の把握と在留管理のあり方に関する政府全体としての検討の必要性について、法務大臣の発言を受け、犯罪対策閣僚会議の下に設置されました。関係省庁の課長などで構成されます。外国人労働者問題関係省庁連絡会議と連携し、外国人の利便性の向上に配慮しつつ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築を検討しています。

今後の検討課題である a)在留カード(仮称)の発行を含む法務大臣による在留情報の一元的把握 b)在留状況の確認のための情報の提供など外国人の所属機関の協力、行政機関の情報の相互照会・提供については、2007年2月、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の下に在留管理について検討する専門部会を設置し、検討が進んでいます。また、市町村との関係については、市町村が、外国人に関する情報を保有、整理、利用できる仕組みを構築するために、総務省と法務省により、外国人登録制度を適法な在留外国人の台帳制度へと改編する検討が進んでいます。



## 規制改革会議(内閣府)(2007年1月設置)

---

「規制改革推進のための3か年計画」を2007年6月、閣議決定しました。この計画では「『在留外国人の入国後のチェック体制の強化』、『外国人研修・技能実習生制度に係る法令の整備』、『高度人材の移入に資する在留期間の見直し』などについて、2009(平成21)年通常国会までに関係法案を提出する」としています。

## 各省庁における主な取組

### 総務省

---

「多文化共生」を「国際交流」、「国際協力」に続く第3の柱として地域の国際化推進施策の重要な政策課題とし、2005年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置しました。同研究会の報告書を受け、2006年3月「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体に対して、多文化共生の計画的かつ総合的な推進を呼びかけました。

更に、2006年度には、前年度に引き続き研究会を開催し「防災ネットワークのあり方」、「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について重点的に検討を行い、報告書をまとめました。

### 法務省

---

「今後の外国人受入れ等に関するプロジェクトチーム」(主査:法務副大臣)で外国人問題について幅広く具体的な検討を行い、2006年9月に「今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方」をまとめています。

また、2007年2月に、出入国管理行政について各方面の有識者から意見を聴くために設けられた、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」に、在留管理について検討する専門部会(「在留管理専門部会」)を設置しました。2008年1月に、最終報告案が「出入国管理政策懇談会」へ提出されました。今後、懇談会の報告書として、法務大臣に提出される予定です。

### 文部科学省

---

外国人児童生徒教育の充実方策について総合的に検討し、具体的な方策をとりまとめる目的で「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」を2007年7月に設置しました。 a)外国人児童生徒の教育に関する国、地方、民間企業などの役割分担 b)外国人児童生徒の就学支援方策 c)外国人児童生徒の日本語指導、適応指導などの検討が行われています。

## 文化庁

---

2007年7月、文化審議会国語分科会に「日本語教育小委員会」を設置し、地域における日本語教育実施体制の改善や対象別(年少者、留学生、労働者など)の日本語教育のあり方など、外国人の日本語教育の態勢整備について検討を行いました。2008年1月に報告書がまとめられ、2月には、文化審議会に提出されました。

## 厚生労働省

---

2006年10月、「研修・技能実習制度研究会」を設置し、外国人研修・技能実習制度について、制度の適正化やあり方などについて検討を行い、2007年5月に中間報告を公表しました。研修生の法的保護を図る観点から、当初から雇用関係の下で3年間の実習とし、労働関係法令の適用を図ることなどを提言しています。

2007年の第166回通常国会で「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、外国人雇用状況報告制度が義務化されました。2007年10月1日から、すべての事業主には、外国人労働者(特別永住者を除く)の雇用または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届出ることが義務づけられることになりました。

## 経済産業省

---

外国人研修・技能実習制度について、制度の適正化の方策などを検討するため、2006年10月に「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」を設置し、2007年5月、検討結果を公表しました。制度を充実させ技能移転の効果を高めるため、「高度技能実習制度」(現行の3年間終了後、更に2年程度の技能修得機会を与える)の導入などを提言しています。

## 国土交通省

---

外国人住民と日本人住民が共生する豊かな地域社会に向けて「北関東圏における多文化共生の地域づくりの仕組み」や、地域の各主体が担うべき役割・取組などを検討する調査(「国土施策創発調査」)を、2006年度、総務省、文部科学省、茨城県、群馬県、埼玉県などと連携して実施しました。自治体、企業、地域が一体となって、多文化共生の地域づくりのあり方について検討し、「北関東圏における多文化共生の地域づくりに向けて」が、2007年6月に発表されました。

